

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年4月30日(水) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏
(農地利用最適化推進委員)					
10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第13号	農地法第5条の事業計画変更申請の承認について
第5	議案第14号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第6	議案第15号	農地法第4条の規定による申請の承認について
第7	議案第16号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第8	議案第17号	農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について
第9	議案第18号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第10	その他(行事予定)	

6 会議録署名委員 4番 井尻 恵雄 5番 戸高 一志

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	今井 孝洋	局長補佐	米田 正清	係長	緒方 恵美
主事	河野 睦				

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、4月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、4月の諸報告をさせていただきます。 4日、川南町農業者年金受給者協議会役員会が役場会議室にて、同日尾鈴地域農業再生協議会監査が尾鈴地域農業活性化センターで行われ、会長が出席されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 15日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 17日、尾鈴地域担い手育成総合支援協議会総会及び、尾鈴地域農業再生協議会総会が中央事業所で開催され、会長が出席されました。 21日、農地転用等審査会、第4小委員会を開催しました。 24日、川南町農業者年金受給者協議会総会が開催され、会長が出席されました。 本日、4月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	5番	議長、5番。 4月10日、午前9時より役場第3会議室で12番委員と農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。 ＜農家相談 報告＞

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 4番 井尻 恵雄(いじり やすお)委員 5番 戸高 一志(とだか かずし)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り したいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第13号 5条計画変更	議長	【日程第4】議案第13号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第13号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の農地法第5条の規定による変更承認申請は、1件でございます。 申請人、地番、地目、地積及び用途は別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。平成20年10月22日シレイ6005-5-97で承認された案件でした。これは、平成20年に申請人の祖母より譲り受けて、祖母と一緒に住むための家を建てるというものでしたが、その後、平成23年6月に祖母が亡くなったため、住宅を建てずにそのままになっておりました。そして、今回、変更の申請があがったもので、この後、5条の申請もあがってますので、御審議をよろしくお願いします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認することといたします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第14号 3条許可	議長	【日程第 5】 議案第14号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第14号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号 。
1号 補足説明	17番	議長、17番 。 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この土地は、渡人が受人に長年貸していた畑でありまして、この度、川南を離れて娘夫婦の住んでいる福岡に移住することから身辺を整理するため、長年お世話になった方へ贈与となった次第であります。受人は同じ地区であり、認定農家であります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく申し上げます。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号 については、許可することといたします。
	議長	次に、2号。
2号 補足説明	17番	議長、17番。 2号 について補足説明いたします。 この土地も渡人が受人に長年貸していた畑でありまして、受人は認定農家として農業をされています。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく申し上げます。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。
	議長	次に、3号。
3号 補足説明	17番	議長、17番。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この土地も渡人が受人に長年貸していた畑であります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく申し上げます。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長 議長	3号 については、許可することといたします。 次に、4号 。
4号 補足説明	9番	議長、9番 。 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人と受人は親子関係にあるものでございます。お母さんから息子に譲るというものでした。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく申し上げます。
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長 議長	全員賛成と認めます。 4号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第15号 4条承認	議長	【日程第 6】 議案第15号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第15号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	9番	議長、 9番 。 第4小委員会の委員長報告を行います。 21日、第3会議室にて事務局の説明を受けた後に現地調査を行いました。その結果、1号、2号、3号ともにすでに農業用施設、住宅等が建っておりまして、最近建てたものではない状況でした。1号、2号、3号ともに始末書条件ということで許可相当と判断しました。補足説明を担当委員からいただき、御審議のほどをよろしくお願いします。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号 。
1号 補足説明	14番	議長、14番 。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。申請地は、川南病院前の道路を西の方に行ったところ。15、16年前に農機具等の保管のために家の南側の農地に建築され、営農のための建築なので大丈夫だろうと思われていた様子でした。今も営農しているので、このまま使用したいとのことで、始末書にて使用許可を願っています。申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地などとして利用すべきとして定められた農地という理由から農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため、立地基準を満たし、かつ、一般基準も満たすため、許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断します。調査しましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
	議長	次に、 2号 。
2号 補足説明	17番	議長、17番 。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請地の農地の区分は、第1種農地ですが、この度、土地家屋調査士に測量調査を依頼していたところ、住宅敷地が隣接する畑に越境しているとの指摘があり、ここに至って初めて宅地と農地の境界を誤認しており、現状が転用許可なく、無断で敷地を転用している状態であると知りました。そこで、違反状態を解消したいと考え、本件の申請に至ったものです。この件は、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の面積が既存の敷地面積の二分の一を超えないものであることから、始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。調査しましたが何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。
	議長	次に、 3号 。
3号 補足説明	17番	議長、17番 。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。本件の申請地は、平成19年6月に父から相続したものであり、すでに農業用倉庫が建設されていました。土地家屋調査士に測量調査を依頼した折に無断転用と指摘され、事後とはなりますが、違反状態を解消したいと考え、一部転用の申請となったものであります。農業振興地域整備計画の農用地等として利用すべきとして定められた農地であります。始末書の提出もあり、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であることから、許可相当と判断されます。調査しましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第16号 5条承認	議長	【日程第 7】 議案第16号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第16号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
	9番	議長、 9番 。 第4小委員会の委員長報告を行います。 こちら21日に第3会議室におきまして、事務局の説明を受けた後に現地を調査してまいりました。1号、2号ともに許可相当と判断したところ です。担当委員の補足説明をいただきまして、御審議をしていただきたいと思います。
	議長 議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号 。
1号 補足説明	8番	議長、 8番 。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。先ほど出た案件になります。一般住宅を建てるというものです。場所は、川南小学校運動場から唐瀬原中学校に向かっていった左手になります。山手に住んでおられる方ですが、高齢になって不便なので土地を探していたところ、ここを見つけたとのことでした。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地になります。申請地にかえて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であります。許可できると思います。調査しましたが何ら疑義な点はありません。御審議よろしくをお願いします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
	議長	次に、 2号 。
2号 補足説明	8番	議長、 8番 。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この土地は、旧ドコモから西に入って動物病院の手前になります。受人の土地に隣接した土地になります。受人が左官をしている関係でどうしても土地が必要ということで、購入となりました。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地、第3種農地になります。調査しましたが何ら疑義な点はありません。御審議よろしくをお願いします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第17号 促進(中間	議長	【日程第8】 議案第17号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第17号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号、2号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
1号、2号 補足説明	4番	議長、4番。 1号、2号 について補足説明いたします。 内容については記載のとおりでございます。場所は、旧押川商店の真ん前になります。渡人は奥さんが亡くなり、長女が亡くなり、次女が代理人として申請しております。受人は、大きくピーマンをされていて、長男が田んぼをやりたいということで、今あちこち田んぼを見られています。特例事業規程の要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号、2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号、2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
議案第18号 促進(中間	議長	【日程第 9】 議案第18号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第18号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、11件でございます。 内訳は、耕作者変更が1号の1件、更新が2号から3号までの2件、新規が4号から11号までの8件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号	議長	1号 の耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 10番 委員の退室を求めます。 ＜ 10番 委員退室 ＞
2号から3号	議長	2号から3号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号から3号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 10番 委員の入室を許可します。 ＜ 10番 委員入室 ＞
	議長	引き続き、4号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	4号、5号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
4号、5号 補足説明	11番	議長、11番 。 4号、5号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。現地の確認に行ったときにたまたま貸し手の方が作業をしていたのでその場で話をして確認をしました。畑6筆すべて茶畑です。貸し手が高齢のため、今後、営農ができないということで借り手が今後も茶畑として管理するということで話がまとまっています。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	4号、5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号、5号 については、承認することといたします。
	議長	6号、7号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
6号、7号 補足説明	5番	議長、5番。 6号、7号 について補足説明いたします。 貸し手の土地を確認に行ったら、茶畑できちんと管理されてありました。それを借り手が管理する。貸し手は延岡から管理に来ているがそれが大変になったので、今回そういう風になった。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	6号、7号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	6号、7号 については、承認することといたします。
8号、9号 補足説明	議長	8号、9号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
	11番	議長、11番。 8号、9号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。ここも先ほど説明した貸し手の土地なのですが、地目が田んぼ4筆になっておりますが、現地の確認に行ったところ、一枚の茶畑になっていました。長年、お茶の生産をここでされているようでしたが、高齢になったため、借り手が引き続きお茶を作っていただけるということでした。そして、地目が田で現況が茶畑として使っているの、貸し手にその説明をし、田より畑の方が固定資産税が安いと話しました。本人もそれなら早いうちに農業委員会に相談しようという意向でした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく申し上げます。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	8号、9号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	8号、9号 については、承認することといたします。
	議長	10号、11号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
10号、11号 補足説明	9番	議長、9番 。 10号、11号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、祝子塚の公民館から北の方へ向って行った突き当りのところになります。近くに借り手の家がありまして、現状を確認しましたら芋を植える準備がされてありました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	10号、11号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	10号、11号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会4月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第 10】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 贈与のためが1件、耕作者の変更が1件、売買のためが4件 の計 6件です。 以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「5月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「5月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
事務連絡	事務局	議長、事務局。 ＜事務局より説明＞
	議長	事務局より説明がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和7年4月の定例総会を閉会いたします。御苦労様でした。